

内部統制システムの整備に関する基本方針

平成 28 年 3 月 9 日

学 長 裁 定

一部改正 平成 29 年 3 月 22 日

一部改正 令和 4 年 5 月 25 日

国立大学法人新潟大学業務方法書第 2 章の規定に基づき、本学の役員（監事を除く。）及び職員の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備に関する基本方針を以下のとおり定める。

1. 内部統制に関する責任者

- 本学の内部統制システムの整備に関する最終責任を負う者として、内部統制最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。
- 本学に、内部統制システムの整備に関する業務を総括させるため、内部統制総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、総務を担当する理事をもって充てる。
- 本学に、内部統制システムの整備に関する業務を担当させるため、内部統制責任者（以下「責任者」という。）を置き、責任者は、理事をもって充てる。
- 責任者は、学長が指定した業務に関する内部統制システムの整備のための施策の策定、実施、実施効果の検証及び施策の見直し等について掌理するものとする。

2. 内部統制推進部門

- 内部統制に関する事務を担当させるため内部統制推進部門を置き、総務部総務課をもって充てる。

3. 内部統制システムの整備に関する年度計画の策定

- 最高責任者は、毎年度、本学の内部統制システムの整備に関する年度計画について、役員会の審議を経た上で決定する。
- 内部統制システムの整備に関する年度計画には、以下の事項から重点事項を設定する。

- ① 法令等遵守に関すること
- ② 中期目標・中期計画の進捗管理に関すること
- ③ 情報の伝達及び管理に関すること
- ④ リスク管理に関すること
- ⑤ 事務の効率的執行に関すること
- ⑥ 監事のサポート及び監事への報告並びに監査の実効性確保に関すること
- ⑦ その他内部統制に関する重要な事項

4. 報告・措置

- 責任者は、内部統制上の重大な問題を認識したときは、直ちに総括責任者に報告し、

併せて必要な緊急措置及び是正措置を執るものとする。

- 総括責任者は、前項による報告を受けた場合は、速やかに最高責任者及び監事へ報告するものとする。

5. モニタリング

- 内部統制の有効性を監視するため、次の各号に掲げるモニタリングを行う。
 - ① 日常的モニタリング
 - ② 独立的評価
- 日常的モニタリングは、各業務において職員の自己点検及び相互牽制並びに承認手続きにより行う。
- 独立的評価は、監査室による内部監査並びに監事及び会計監査人による監査により行う。